種目普及事業開催助成金交付要領

１ 目的

伊勢市における各種アマチュアスポーツにおいて、その種目を普及し、市民の体力及び技術向上に寄与することを目的とする。

２ 対象団体

伊勢市スポーツ協会（各種目団体）

３ 対象事業

本要領１の目的を達成するため、伊勢市スポーツ協会の加盟団体の主管により事業を実施する。

(１) 原則として、伊勢市民を対象とする事業であること。

(２) 団体加盟者に加え、広く一般市民も対象とする事業であること。

(３) 初心者・初級者向けの教室等の事業であること。（大会・合宿は認めない）

(４) 広報おしらせ版や回覧等を活用し、広く市民に周知すること。

(５) 市内の施設を利用した事業であること。（種目によっては例外を認める）

(６) 各団体それぞれ１事業までとする

４ 助成対象経費

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料および賃借料、その他事業の実施に直接必要な経費

５ 助成金の額

(１) 予算の範囲内で、本要領４で認める対象経費の100分の50以内の額とする。  
(限度額10万円)

(２) 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

６ 助成金交付の手順

(１) 交付申請書等の提出

スポーツ協会事務局（生涯学習・スポーツ課）（以下「事務局」とする。）へ、指定する日までに交付申請書及び交付請求書各１部を提出する。

(２) 助成金の支給額の決定

交付申請書等の提出後、理事会において各種目団体の支給額を決定する。

(３) 事業報告書等の提出

各種目団体は、事業終了後1ヶ月以内に、次の書類各1通を事務局へ提出する。

ア 実績報告書、可能な限り領収証コピーを添付

イ 記録写真（実施状況を写す。適当な枚数）

ウ　宣伝したものの写し

(４) 助成金の確定及び取消し

理事会において報告のあった事業内容を審査し、助成金額を確定する。

なお、本要領の条件に違反したときは、助成金の一部又は全部の返還を求める。